

日中法律用語における同形語の翻訳について (続)

—「捜査」を事例に

吉田 慶子 (大東文化大学外国語学部)

The Impact of Degree of Homography on Translation Accuracy of Chinese-Japanese Judicial Terminology (II) — A case study of “investigation”

Keiko YOSHIDA

要旨

筆者曾在 2017 年の《語学教育研究論叢》第 34 号中在明确区别于一般日常生活用語的法律語言所具有的特征问题的基础上，以“逮捕”为例，通过对日中同形词“逮捕”的意义、具体使用范围以及对日中对译辞典和法律用語对译辞典、具体翻译事例的译词调查等，阐述了在翻译实践中选择法律用語的日中同形词译词时的误点和应注意的一些问题。

法律专业词汇有其特殊性，由于对概念和使用域的严格要求，我们在翻译选择译词时不仅需要调查词汇的具体概念和使用方法，而且需要对法律整体框架、法律术语在日中语域中的使用情况、法律要件及效果做认真细致的调查。

本稿在前稿的基础上，以“捜査”为事例进行调查分析，从词源和词义的两个方面进行了调查分析，以期唤起法律专业翻译人士在选择译词的注意和警戒。并通过对不同事例的调查，为构建日中法律用語词汇的翻译类型做出贡献。

はじめに

吉田 (2017)¹では、法言語の特徴、日本語の法律用語における漢語が占める比率の高さ、日中法

¹ 吉田慶子 (2017)「日中法律用語における同形語の翻訳について —「逮捕」を事例に」『語学教育研究論叢第 34 号』, 253-271 頁

律用語における同形語問題の重要性、とりわけ翻訳する際の注意点を論じた。

また、刑事手続法の重要な用語「逮捕」を事例として取り上げ、その意味、使用範囲、語学対訳辞典、法律用語対訳辞典及び翻訳事例の調査を通して、日中法律用語の概念の相違が翻訳にもたらす影響を中心に考察した。

本稿は、吉田(2017)の継続研究として、さらに「捜査」を事例として、調査分析を通じて、日中法律用語の同形語問題の類型構築に貢献したい。

1. 事例分析—「捜査」

1.1 日中国語辞典の調査

日本の『国語大辞典第二版』(2001)では、つぎのように説明している。

①さがししらべること。

*改訂増補哲学字彙(1884)「Research 考究、捜査」

②犯人や犯罪に関する証拠などを発見・収集するために、司法 警察職員・検察官・検察事務官など活動すること。また、その活動。任意捜査が原則であり、強制捜査については特に法律に定める場合にだけ認められる。

*仏和法律字彙(1886)〈藤林忠良・加太邦憲)「ROURSUIITE. 〈略〉 Sosa 〈略〉 捜査」

*健康保険法(1922)九条・三条「第一項の規定に依る権限は犯罪捜査の為認められるものと解することを得ず」

*刑事訴訟法(1948)一八九条・二「司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする」

ここの①「さがししらべる」の一般用語としての用例は、1884年の『改訂増補哲学字彙』に掲載され、「リサーチ、探し調べる」の意味として使われている。

一方、②「犯人や犯罪に関する証拠を発見する」が法律用語として使われるようになったのは、1886年あたりと示している。

『大漢語林』²(1992)は、「さがし調べる。」のみ掲載し、『日本語源広辞典 増補版』³(2012)はつぎの記述があり、日本語と中国語の意味の違いを説明している。

そうさ【捜査】 中国語で「搜(さがす)+査(しらべる)です。日本語では、検察官警察官が犯人を捜し、証拠を集めることをいいます。例：汚職事件の捜査にあたる。

² 鎌田正・米田寅太郎(1992)『大漢語林』大修館

³ 増井金典(2012)『日本語源広辞典 増補版』ミネルヴァ書房

一方、中国語の国語辞典『現代漢語辞典』第7版⁴の解説では、

㊦「搜索**检查**（犯罪嫌疑人或**违禁的东西**）：～毒品。」

「探し調べる、検査する」（被疑者や違法なもの）の意味のみが示され、例文は、「薬物の搜索と検査」となっているため、上述日本語の一般用語「さがししらべる」の意味しかない。

1.2 法律用語としての「捜査」の意味と誕生

まず、現代法律用語としての「捜査」の意味概念を確かめるために、関連条文と法律用語辞典の解説をみてみよう。

現行刑事法「犯罪捜査規範」の第1条

「この規範は、警察官が犯罪の捜査を行うに当って守るべき心構え、捜査の方法、手続その他捜査に関する必要事項を定めることを目的とする。」

『法律学小辞典』⁵

公訴を提起し、有罪判決を獲得するための準備として捜査機関が行う、犯人を搜索・保全し、かつ証拠を収集・保全する活動。強制捜査と任意捜査とに分かれる。

両者の内容を吟味すると、日本語における法律用語としての「捜査」とは、刑事手続として、公訴を提起し、有罪判決を得るために、捜査機関、すなわち警察・検察機関が犯人を搜索、確保し、そして証拠を集め、確保するために行う一連の活動とみることができる。

『国語大辞典』②の用例は、1885年であることから明治期の西洋近代法の継受から生まれたことばと推測する。また、それより3年早く、1883年に発行された法律用語対訳辞典『法律語彙初稿〔仏和法律語辞典〕』には、

enquête - 証人吟味〔釈解〕証人ニ依テ証拠ヲ取ル事ヲイフ。

とあるが、「捜査」ではなく、「吟味」と訳されている。

日本語における「吟味」は、かなり古くから使われているようで、国語大辞典では、

⁴ 『現代漢語辞典』（2012）商務印書館

⁵ 金子宏・新堂幸司・平井宜雄編集代表（2008）『法律学小辞典 第4版補訂版』有斐閣

- ①物事をよく調べること。念入りに調査すること。※ こんてむつすむん地 (1610) — 「ただなにしたることはりぞといふ事をぎんみせよ」⁶。
- ②罪状を調べただすこと。詮議。糾問。取調べ。
 ※ 虎明本狂言・朝比奈 (室町末—近世初) 「六道の辻へ罷出、ぎんみして、よきざい人を、ぢごくへおとさばやと存候」⁷

事例から室町時代から「調べる」、「罪状を調べただす」の意味として使われ、現代の「捜査」とかなり近いと見受けられる。

英和・和英辞典を見ても、少なくとも 1887 年あたりまでは「吟味」と翻訳されることが多い。

表1 英和・和英辞典の調査

『英和对訳袖珍辞書』(1862)	search — 穿鑿・吟味、investigation — 穿鑿・吟味
『英和語林集成』(1866)	未収録
『蔵田屋清右衛門、英和对訳袖珍辞書』(1869)	search — 穿鑿、吟味 investigation — 吟味する人、穿鑿する人
『附音挿図英和字彙』(1873)	search — 搜索、審問。 investigation- 推究、穿鑿、検査、究問
『増補和英語林集成第 3 版』(1886)	英和部分 search — Tazune, sagashi, sensaku, shirabe, gimmi investigation — shinsa, kenkyu 英和部分 未収録 * sosaku サウサク搜索 (saguri-motomeru) — to search, inquire after
『附音挿図和訳字彙』(1887)	search — 探ル、尋スル、搜索する、試験する。 investigation — 穿鑿スル、究問スル、質問スル

では、いつ頃から「吟味」が「捜査」に取って代わられたのか、近代刑事法の制定と関連して興味深い問題である。

周知のように、日本の外来文化の摂取は古くから中国との接触で行われてきた。近代西洋文化の受け入れは、八代将軍徳川吉宗の関心から青木昆陽に蘭語学習を命じ、昆陽は「和蘭話訳」(1743年)「和蘭文字略考」(1746頃)等の入門書を著したことに遡る。その後、桂川甫周が『ドゥーフハルマ』を校訂し、安政 2～5 年 (1855～58) に刊行された『和蘭字彙』がある。

そこには、

⁶ 小学館国語辞典編集部編集 (2006) 『日本国語大辞典 精選版』小学館

⁷ 小学館国語辞典編集部編集 (2006) 『日本国語大辞典 精選版』小学館

『和蘭字彙』(1858) onderzoek- onderzoek . z.g. Onderzoeking — 吟味ヲ撰ミ Act onderzoek der naarheid ran den rader Mallebransche is een zeer goedBock — 實事ヲ閱シタル「マルレブランズ」ノ書はヨキ書物デアル Ergens onderzoek naar doen — 或事ヲ吟味スル

と記している。

蘭学に関連して、1774年の前野良沢、杉田玄白による『解体新書』が有名だが、法学分野における近代法の本格的な輸入は明治維新を迎えたのちのことである。

明治2（1869）年明治新政府の参議を務めていた副島種臣の指示によってフランス法典（ナポレオン五法典および憲法典）の翻訳事業を第一弾として、スタートを切り、明治7年に至るまでに刑法を皮切りとして民法、商法、治罪法（現在の刑事訴訟法）が「仏蘭西法律書」の名を冠して訳出・刊行されたところになるが、この翻訳作業によって、体系的に多くの翻訳語が作られた。

しかし、明治7年（1874）箕作麟祥が翻訳した『仏蘭西法律書・治罪法』の初訳版を調べても、「捜査」の使用形跡はまったく見当たらず、「吟味」は「裁判所吟味ノ席」（393条）（「吟味ノ席」は現在「証人台」になっている）、または、以下（の第五百四十三条）に使用されたのみである。

第五百四十三条

被告人又ハ民事ノ原告人一旦裁判所又ハ下吟味掛リ裁判役ノ面前ニ出テタル上ハ其後ニ至リ相當ノ疑ヲ生ス可キ原由アリシ時ニ非サレハ此裁判所ヨリ彼裁判所ニ吟味ヲ移サント願出ツ可カラス

その後、明治16（1883）年に出版された司法省蔵版『法律語彙初稿』の場合、「捜査」はなく、「証人吟味」が頻繁に登場し、つぎのような使い方がみられた。

débats criminels 刑事乃弁論

〔釋解〕 ダローズ刑事吟味ノ一部ニシテ裁判官ノ前ニ於テ雙方相對シ口上ニテ其趣意ヲ陳ヘ事理ヲ弁論スルコトヲイフ「デバ」ハ通常公ハニ之ヲ為ス然トモ重罪裁判所ハ勿論違警罪裁判所ニテモ訟庭ヲ閉チテ密ニ之ヲ為スコトヲ得

または、

enquête de commune renommée 通評吟味

〔釋解〕 リトレ或ル事実ヲ証スル為メニ世間ノ評説ヲ穿鑿スル「アンケート」即チ証人吟味ノ一種ナリ

これらはいずれも「調査」、「調べる」の意味で使われている。

ところが、パリ大学法学部教授であったボアソナード (Gustave Emile Boissonade de Fontarabie, 1825-1910) を日本に招聘して起草させた『治罪法草案』の翻訳版に変化が現れ始めた。

この草案は、1882 年に『治罪法草案註釈』(司法省) と名付けられ、森順正や小山田銓太郎らによって日本語に翻訳されている。中村 (2009)⁸ の現代語訳と対照すると、これまでの「吟味」が「搜索」に変更されたことがわかる。

現代語訳 (翻訳者: 中村義孝氏)	1882 年訳 (翻訳者: 小山田銓太郎)
第Ⅱ編 犯罪の捜査, 訴追および予審について 第Ⅰ章 犯罪の捜査について 第Ⅰ節 告訴および告発について 第Ⅱ節 現行犯罪について	第二篇 犯罪ノ 搜索 、起訴及ヒ豫審 第一章 犯罪ノ 搜索 第一款 告訴及ヒ告発 第二款 現行犯罪

その第 1 章 106 条の内容は以下となる。

現代語訳 (翻訳者: 中村義孝氏)	1882 年訳 (翻訳者: 小山田銓太郎)
第 106 条〈検察官の二つの任務〉政府委員は、後に定められるように告訴、告発もしくは現行犯により、またはその他のあたゆる方法で、犯罪を知ったときまたは犯罪の疑いがあると考えたときは、犯罪の証拠または状況証拠 (preuves ou indices) ならびに正犯または共犯を捜査し、第 122 条以下に定められるように訴追を行う。→ 92 条 [草案: 34, 122 条以下, F: 8, 10, 22 条]	第百六條 政府ノ目代ハ後ニ豫定シタル所ニ從ヒ告訴、告發又ハ現行ノ所為或ハ総テ其他ノ方法ニ因リ犯罪ヲ認知シ又ハ犯罪ノ嫌疑ヲ為シタル時ハ其証拠徴候及ヒ其正犯又ハ從犯ヲ 搜索 シ而シテ第百二十二条以下ニ記スル如キ起訴ノ手續ヲ為ス可シ (治第九十二條○草第三十四條、第百二十二條以下○佛治第八條、第二十二條)

一方、ボアソナードのこの草案が、元老院において修正を加えて公布した『治罪法』の第三編 犯罪ノ**捜査**起訴及ヒ豫審 第一章 **捜査** 第 92 条に見られるように、「捜査」変更、統一された。

「検察官ハ後ニ記載シタル告訴告發現行犯其他ノ原因ニ因リ犯罪アルトヲ認知シ又ハ犯罪アリト思料シタル時ハ其証拠及ヒ犯人ヲ**捜査**シ第百七条以下ノ規則ニ從ヒ起訴ノ手續ヲ為ス可シ」

筆者過去の調査からみると、法律用語に関して、法律の制定を機に定着するという大きな特徴がある。ここでも同じように、1884 年『改訂増補 哲学字彙』に「Research 考究、捜査」、1885 年に「investigation 一捜査 (法律用語)」と下記のように明記されたのは、この理由だと考えられる。

『論理術語詳解』(1885) search warrant 一家宅搜索令状
Investigation Department 一調査課
第二部

⁸ 中村義孝 (2009) 「ボアソナード刑事訴訟法典草案」『立命館法學』2009 年 (2), p205

search warrant — 搜索、臨検
 investigation — **捜査**（法律用語）

その後、明治憲法の本質をもとに、1889年に全面改正を行い、明治23（1890）年新たに刑事訴訟法が制定されたが、「捜査」の用法は維持され、今日まで使われている。

このように、明治期に西洋法の新しい概念を輸入する際に、対訳語の選択に揺れがあったものの、法律の制定を機に、「捜査」に定着したのである。その背後には、「法律的な言葉と文化的全体構造とは対立的関係」⁹、そして、法律用語の「可視性、即物性が少なく抽象的」¹⁰という特徴から、既存の語彙ではない対処できない場合、造出も難しい。これは、競合することばが生じる大きな要因と考えられる。

日本語の「捜査」の場合は、西洋法を輸入した際、最初は古くから使われてきた意味に近い「吟味」を対訳語として使われていた。また、箕作麟祥の翻訳書から見られるように「吟味」の使用の混乱が生じると、古い概念と峻別するために意識的に別の言葉を選択して、「搜索」を用いたが、最終的に「捜査」に統一される。

このような現象は上述した法律専門用語の特徴による影響が大きい。近代西洋法を継受する日中両国では、両言語に共通してみられるものである。

次は、中国語の“捜査”をみていきたい。

中国語の場合、明末期の作品『増補三遂平妖傳』に下記記載がある。

後來這個聖姑宮直待貝州反後，樞密院行下文書，各處**搜查**妖人，蛋子和尚、左黜等餘黨。

『増補三遂平妖傳』は明代中国文学者羅貫中の作品を2-300年後、馮夢龍のよる増補本である。この“捜査”は、現代と同様「探し調べる、検査する」の意味である。

英華・華英辞典の関連語彙の調査結果を整理すると以下になる。

表2 英華・華英辞典の調査

《英華字典》 (马礼遜 1822)	investigate-to search out — 究、追究、 查察 research — 究察、探奇 search — 尋 search all who belong to the family — 搜查 家属
《卫三畏英华韵府历阶》 (1844)	investigate — 究、 严查 、 穷究 、 严究 、推究、追究 research — 搜、究察、 查问 、 究问 、 查察 rearch — 寻 、 寻觅 、 找寻 、 搜查

⁹ 林大・碧海純一編（1981）『法と日本語』有斐閣新書，p157

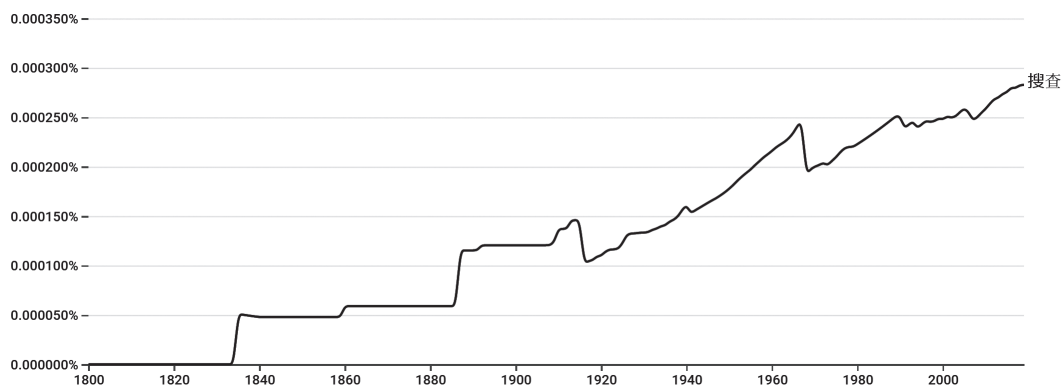
¹⁰ 林大・碧海純一編（1981）『法と日本語』有斐閣新書，p157

<p>《英华字典》 (麦都思 1847-48)</p>	<p>to investigate 一推究、敷求、追究、查察、讲究、讯问、讯鞠、稽考、稽查、稽考、诘究、鞠问、盘诘、讯问、审讯、审问、省查、探讨、访问、审喻、寻释等 to search 一搜、搜检、扫、扫捉、挖、挖寻、捕、索、抄家、索室、搜罗、搜缉、考劾、打探、穷究缉控</p>
<p>《英华字典》(罗存德 1866-69)</p>	<p>investigate to 一推、推究、考究、追究、格、讯问、讲究、稽查、稽考、稽考、稽察、省察、审问、鞠问、审讯、诘究、究问、盘诘、讯问、访察、悉、穷物理、考究道理、格物、细查、细问、偷查 research 一考、考察、查察、考究、究察、究问、搜查、查问、深学 research to investigate- 推究、访查、考劾、搜屋、搜身、搜检、寻盗贼、搜盗贼、搵贼、讯问、审问、寻人、监察、查拿、搜缉、索持、搜觅</p>
<p>《英華萃林韻府》(盧公明 1872)</p>	<p>investigate 一详、讯、究、推究、严查、敷求、穷究、追究、查察、打探、严究、究竟、核办 research 一查问、查察、究察、究问、搜寻、探奇 search 一搜查、盘查、搜查家属、搜检</p>
<p>《增订英华字典》(井上哲次郎 1884) 同《英华字典》罗存德</p>	<p>investigate 一推、推究、考究、追究、格、讯问、讲究、稽查、稽考、稽考、稽察、省察、审问、鞠问、讯鞠、审讯、诘究、究问、盘诘、询问、访查、严查、悉 research, investigation 一考、考察、查察、考究、究察、究问、搜查、查问 research 一寻、觅 as pirates 一查缉、缉 the right of search 一搜之权、查之权、搜船之权 search-warrant 一搜票、查票、搜屋查贼之票</p>
<p>《华英字典集成》(邝其照 1899)</p>	<p>investigate to 一稽查、追究、审问、访察 research 一考、考察、考究、查察、究问、再察 search 一访查、考究、查察 to search a house 一搜屋、抄家 the right of search 一搜查之权 search-warrant 一搜屋查贼之票</p>
<p>《英華大辭典》 (顏惠慶 1908)</p>	<p>to search into 一稽查、格、搜查、省察 research 一穿鑿、细心考察、考究新理 to search again 一重复稽考、再搜索、再研究 search 一搜寻、觅、搜索、详查、搜寻 search for banditti 一搜寻盗贼 as pirates 一查缉、缉 right of search 一战时搜查别国商船之权、查船之权、搜船之权</p>
<p>《英华新字》 (商务书馆 1913)</p>	<p>investigate 一追究、讯问、稽查、省查、审问、盘诘 research 一考察、查察、考究、查问 search 一讯问审问、搜、找寻、查问、追寻</p>
<p>《英漢字典》 (赫美玲 1916)</p>	<p>investigate 一调查、研究、究察、查考 research 一细考、考究、研究、考查 search 一寻觅、搜索、搜、搜查、搜检、搜寻、检查、追查</p>

古典だけでなく、早くも 1822 年にすでにロバート・モリソンの辞典に対訳語として登場し、意味も「探し調べる」と一貫している。

参考として、google 文献コーパスによる“捜査”の使用頻度を調べてみると、時期のよって使用頻度の変化があったものの、19 世紀の初期から使われている点は、英華辞典の調査結果と一致している。また、グラフは広範的に使われるようになったのは 20 世紀と示している。

図 1 google 文献コーパスによる“捜査”の使用頻度の調査



次は、現代の意味概念を確認するために、中国の刑事法条文と法律用語辞典の解説を調べてみた。中国の『法律辞典』¹¹では、“捜査”について詳しい説明がある。

捜査 [Search. 指侦查人员对被告人、犯罪嫌疑人以及可能隐藏罪犯或者犯罪证据的人的身体、物品、住处和其他有关地方进行搜寻、查找，以发现和收集证据，查获犯罪人的活动。(略)]

すなわち、中国の刑事訴訟手続における“捜査”とは、捜査員が被告人、被疑者及び犯人と犯罪の証拠を隠匿する人の身体、物、住所とその他関連する場所に対して搜索、調べ、証拠の収集と発見、犯人を逮捕する一連の活動である。日本語の刑事手続きの段階という意味は持っておらず、あくまでも「搜索、探す、調べることをもって、証拠発見、収集、犯人を逮捕するための活動」であり、意味概念から鑑みると、日本語の「搜索」に当たる言葉である。

また、1979年に制定され、2018年3回目の修正を行われた現行「刑事訴訟法」の第3条は「職権の原則」に関連規定を設けている。

第三条 职权原则 严格遵守法定程序原则

对刑事案件件的侦查、拘留、执行逮捕、预审，由公安机关负责。检察、批准逮捕、检察机关直

¹¹ 『法律辞典』（2003）法律出版社

接受理的案件的**侦查**、提起公诉，由人民**检察院**负责。审判由人民**法院**负责。除法律特别规定的以外，其他任何机关、**团体**和个人都无权行使**这些**权力。人民**法院**、人民**检察院**和公安**机关**进行**刑事诉讼**，必须**严格遵守**本法和**其他法律**的**有关规定**。

「刑事事件の捜査、逮捕、拘留の執行、予審は、公安機関が責任を負う」の記述から、明らかに日本語の「捜査」は中国語の“**侦查**”である。

同じ法律用語辞典¹²に“**侦查**”の説明もある。

刑事**诉讼**的一个独立阶段。**侦查**作为一种**专门**的活动是指**侦查机关**在办理刑事案件过程中，为了收集、**审查**、**核实**证据，**揭发**、**证实**犯罪，**查获**犯罪人，并**查清**犯罪的具体情况所**进行**的**强制性的专门**活动。

要するに、“**侦查**”は、刑事訴訟の独立した段階の一つである。専門活動として、“**侦查机关**”が事件処理する過程において、証拠の収集、審査、確認するために、犯罪の証明、犯人の逮捕、そして、犯罪の具体的状況を明らかにするための強制的な専門活動である。

なお、「刑事訴訟法」(2018修正)には“**搜查**”に関連する条文は下記4つがある。

第一百三十六条 搜查的对象

为了收集犯罪证据、**查获**犯罪人，**侦查人员**可以对犯罪嫌疑人以及可能**隐藏**罪犯或者**犯罪证据**的人的身体、物品、住处和其他有关的地方**进行**搜查。

第一百三十八条 搜查证

进行搜查，必须向被搜查人出示**搜查证**。在**执行**逮捕、拘留的时候，遇有**紧急情况**，不另用**搜查证**也可以**进行**搜查。

第一百三十九条 搜查的程序和要求

在**搜查**的时候，应当有被搜查人或者他的家属，**邻居**或者其他**见证人**在场。搜查**妇女**的身体，应当由**女工作人员**进行。

第一百四十条 搜查笔录的制作

搜查的情况应当写成**笔录**，由**侦查人员**和被搜查人或者他的家属，**邻居**或者其他**见证人****签名**或者盖章。如果被搜查人或者他的家属在逃或者**拒绝**签名、盖章，应当在**笔录**上注明。

「**搜索**」の対象(136条)、「**搜索状**」(138条)、「**搜索**」の**手続**きと**必要**条件(139条)、「**搜索**」調書の作成(140条)に関する規定であるが、日本語に要約すると、136条は、「**犯罪**の**証拠**収集、**犯人**の**発見**、**逮捕**のために、**捜査員**は**被疑者**対し、**犯罪者**、**犯罪**の**証拠**を**隠匿**可能な人の**身体**、**物**、

¹² 『法律辞典』(2003)法律出版社

住所及びその他関連する場所に対して「搜索」を行う」。その場合、「相手に対して「搜索状」を示さなければならない。逮捕、拘留を執行する際、緊急状況の場合は、「搜索状」が示さなくても「搜索」できる」（138条）。

さらに、「搜索」の場合、「「搜索」を受ける本人或いはその家族、隣人、あるいはその他の証人の立ち合いが必要である。女性の身体を「搜索」する場合は、女性の捜査員によって行われるべき」（139条）とし、そして、「「搜索」状況を調書に作成し、捜査員と「搜索」を受ける人或いはその家族、近隣或いは立会人の署名或いは捺印が必要である。「搜索」を受ける人が或いは家族が逃避中或いは署名、捺印を拒否した場合は、調書にその旨を記録しなければならない」（140条）。

明らかに、現代中国語における法律用語としての“捜査”は、捜査員は被疑者や被告人が証拠を隠匿あるいは犯罪の証拠となりうる人の身体、物、住居とその他の場所に対する搜索活動である。“搜索”は証拠の発見と収集、犯罪行為を明らかにしていくための活動である。

日本語の「捜査」は逮捕から起訴までという一連の刑事手続段階の一つを表しているが、中国語の“捜査”は捜査段階において具体的な手段の一つにすぎず、つまり、日本語の「捜査」、「捜査機関」は中国語の“偵査”、“偵査机关”に翻訳すべきであり、逆に中国語の“捜査”はむしろ日本語の「搜索」に当たる。

なお、日本の治罪法を最初に中国に紹介した黄遵憲の『日本国志』¹³では、日本語の“捜査”をそのまま使用している。

また、清末期法制改革の一環として、日本の法学者岡田朝太郎を招へいし、京師法律学堂で講義が行われた。当時の受講生の授業筆記を整理したものは、後に『清末民国法律史料叢書・京師法律学堂筆記』として出版されたが、その「刑事訴訟法」¹⁴の第二章の第一節は「捜査」の其の一は、次の記述がある。

准备起诉之搜查者，为断定提起公诉与否，搜集其必要材料之办法也。凡公诉，检事于搜集材料后，有断定提起与不提起之职权，故搜查亦属于检事之权限。

* 起訴を準備する捜査員は、公訴を提起する必要があるかどうかを判断するために必要な材料を集める方法である。すべての公訴は、検事が材料を集めてから、提起するかどうかを判断する職権を持ち、ゆえん捜査も検事の権限に属する。（筆者拙譯）

さらに、1907年日本語の六法全書を中国語に翻訳し、上海商務印書館より発行された『新訳日本法規大全』¹⁵がある。その刑事訴訟法の「第三編 犯罪之搜查起诉与预审 第一章 搜查」の記述をみると、『日本国志』と同様、日本語をそのまま使用している。

¹³ 黄遵憲著，呉振清、徐勇、王家祥点校整理（2005）『日本国志』天津人民出版社

¹⁴ 岡田朝太郎口述，熊元襄編，李鳳鳴点校（2013）『清末民国法律史料叢書・京師法律学堂筆記 刑事訴訟法』上海人民出版社

¹⁵ 李秀清点校（2007）『新譯日本法規大全 第二卷』商務印書館

しかし、日本の治罪法から大きく影響を受けているといわれている清末期に作られた「民事刑事訴訟暫定章程」の場合、その第3編刑事事件の第四章「**验证、搜索、扣押及保管**（検証、搜索、差押え及び保管）」の第173条には「搜索被告人身体、物件、宅第及其余**处所**（略）」、さらに、第155条の「**实施搜查犯罪**」では、現在と同じような使い方に変更されている。

このように、中国語の場合、日本語に比べ古くから“**搜查**”が使われていたが、翻訳を影響で、一時期日本語と同じ使い方を採用した。しかし、その後の法律制定を機に整理され、“**搜查**”と“**搜索**”はそれぞれの役割を担い、現在に至っているとみることができる。

2.1 辞典等の対訳語の調査

日中・中日辞典の解説を整理したものである。

表3 日中・中日辞典の比較

辞典	日中辞典	中日辞典
	『日中辞典』第2版(2002)小学館	『中日大辞典』増訂第二版(1987)大修館書店
意味	(犯罪の) 搜查 。	(犯罪者や禁制品などを) 搜查 する。
例文	①～を開始する。/ 开始 搜查 。 ②家宅～。/ 搜查 住宅；抄家。	なし

解説、例文からは両者の明確な違いは見当たらず、どちらも日本語の「**搜查**」=中国語の“**搜查**”に見えてしまう。

さらに、下記①～⑨の法学辞典、日中司法通訳人ハンドブックの日中用語対訳集も調べてみた。法廷通訳人を対象に発行されたハンドブックは以下の3つがある。

- ① 最高裁判所事務総局監修『法廷通訳ハンドブック（中国語）』（2010）法曹会
- ② 最高裁判所事務総局家庭局監修（2008）『少年審判通訳ハンドブック』（中国語）法曹会
- ③ ザウ・イーファー（2003）『中国語〈司法通訳〉ハンドブック』明日香出版社

法律用語対訳辞典

- ④ 法務省刑事局外国法令研究会（1997）『法律用語対訳集中国語（北京語）編改訂版』社団法人商事法務研究会
- ⑤ 畑中和夫・王家福・肖賢富・孫新編（1997）『中日・日中法律用語辞典』晃洋書房
- ⑥ 魏景賦・魏游編著（2002）（中国）『日中・中日双**语**法律用**语**词典』法律出版社
- ⑦ 川原祥史（2006）『中国語警察用語小辞書』国際語学社

- ⑧ 陶芸 (2017) 『日中英法律詞典』 法律出版社 (中国)¹⁶
 ⑨ 冷羅生 (2018) 『日漢法律詞典』 法律出版社 (中国)

表4 法律用語辞典の対訳語の調査

No.	掲載書籍と対訳語
①	第4編 法律用語等の対訳 ㊦「捜査」 ⇒ ㊦「 偵査 」 ㊦「捜査機関」⇒ ㊦「 偵査 机关」 ㊦「捜査記録」⇒ ㊦「 偵査 记录」
②	第4編 用語の対訳 ㊦「捜査」 ⇒ ㊦「 偵査 」 ㊦「捜査機関」⇒ ㊦「 偵査 机关」
③	㊦「捜査」 ⇒ ㊦「 偵査, 捜査 」
④	㊦「 捜査 」 ⇒ ㊦「 搜索 」 ㊦「 捜査証 」 ⇒ ㊦「 搜索状, 搜索令状 」
⑤	㊦「任意捜査」⇒ ㊦「任意 (非用強制手段)」 ㊦「捜査記録」⇒ ㊦「 捜査 记录」 ㊦「捜査差押許可状」⇒ ㊦「 捜査 扣押笔录」 ㊦「捜査状」 ⇒ ㊦「 捜査 令」
⑥	㊦「 捜査 」 ⇒ ㊦「 搜索 (する) 」 ㊦「 捜査証 」 ⇒ ㊦「 搜索状 」
⑦	㊦「捜査する」⇒ ㊦「 偵察 」 ㊦「捜査の公平を図る」⇒ ㊦「 保持捜査 的公平性」
⑧	㊦「捜査 [そうさ]」⇒ ㊦「 捜査 。Search ; investigation」
⑨	㊦「捜査 [そうさ] ⇒ ㊦「① 查找, 寻找, 查访 。② 搜查 。搜查犯人或嫌疑犯, 搜集有关犯罪事实的证据。」

このように、ばらつきはあるものの、

- ①②だけが明確に、「捜査」を「**偵査**」に翻訳
 ③は、「**偵査, 捜査**」と記載しているため、その違いが不明瞭
 ④は中国語→日本語の訳を提示しているが、なぜか日本語→中国語訳が未収録
 ⑥は、④を踏襲
 ⑦の「**偵察**」は誤植か誤訳
 ⑧、⑨は最新の研究であるにもかかわらず、「捜査」=「**捜査**」と記載

¹⁶ ⑧、⑨は吉田 (2017) 発表後に出版された対訳語辞典であるが、本論文も調査対象に加えた。

残念ながら、調査不十分といわざるを得ない。

2.2 翻訳書の調査

翻訳書は 2005 年に中国人民大学出版社が発行されている松尾浩也の『刑事訴訟法』の翻訳版と日本語原著と比較してみた。

表 5 翻訳書の調査結果

原著	翻訳書
原著名：『刑事訴訟法』 原著者：松尾浩也 出版社：弘文堂 出版時期：1979 年 引用部分：目次 p 13	著作名：『日本刑事訴訟法』 翻訳者：丁相順 訳 金光旭 校 出版社：中国人民大学出版社 出版時期：2005 年 引用部分：目録 p 1
第二章 捜査 (その一) ー警察による 捜査 一 総説 二 捜査 の開始 三 捜査 の実行 四 被疑者の逮捕 五 被疑者の取調べ 六 物の押収・ 捜索 * 七 検証 八 検察官への送致	第二章 偵査 (其一) ー警察 实施的偵査 一、 概论 二、 偵査 的开始 三、 偵査 的实施 四、拘留犯罪嫌疑人 五、 询问 犯罪嫌疑人 (第 198 条) 六、 对物品 的押收与 偵査 * 七、 勘验 八、移送 檢察官 (第 246 条)

いずれも、「捜査」を“**偵査**”に翻訳している。一方、日本語の「捜索」は“**捜査**”と中国語に訳している。

3.0 まとめ

本稿は、日中同形語「捜査」の法律用語の側面に着眼し、その語源、意味、使用状況を調査し、さらに語学辞典、法律用語対訳辞典などの訳語を調査した。

日本語における刑事手続を表す「捜査」は、「吟味」や「捜索」の翻訳語があったが、「治罪法」の制定によって確立され、定着したと見受けられる。

一方、中国語における“**捜査**”は、古くから存在し、「探し調べる」の意味として使われていた。清末の日本法の継受によって、日本語の影響を受ける時期もあったが、その後の法律制定を機に変更され、“**捜査**”と“**捜索**”はそれぞれの役割を担い、現在に至っている。

また、語義の面では、日本語における法律用語としての「捜査」とは、刑事手続の一環として、捜査機関は警察・検察機関が犯人を捜索、確保し、そして証拠を集め、確保するために行う一連の

活動を指すものである。中国語はあくまでも「探し調べる、検査する」の意味しかない。

一方、日本語の「捜査」と中国語の“捜査”は、同じ表記でありながら、まったく異なる意味概念であり、日本語の「捜査」は中国語に翻訳すると“偵査”になり、逆に中国語の“捜査”は日本語の「搜索」に当たる。非常に混淆しやすいものである。

しかし、語学辞典はその違いを明確に示しておらず、法律専門用語辞典も調査不十分なものが多くとみられる。

繰り返しとなるが、通訳翻訳者としてつねに専門用語について注意を払い、同じ漢字であるからといって過信せずに、正確な「訳」を実現するためには、一般の語学辞書のみならず、専門用語の辞書などをこまめに言葉の概念を調べるように心がける必要がある。

【参考文献】

- 中村義孝（2009）「ボアソナード刑事訴訟法典草案」『立命館法學』2009年（2），p502-695
- 吉田慶子（2017）「日中法律用語における同形語の翻訳について —「逮捕」を事例に」『語学教育研究論叢第34号』，253-271頁
- 黄遵憲，呉振清、徐勇、王家祥点校整理『日本国志』（2005），天津人民出版社
- 岡田朝太郎口述，熊元襄編，李鳳鳴点校『清末民国法律史料叢書・京師法律学堂筆記 刑事訴訟法』（2013），上海人民出版社
- 李秀清点校『新譯日本法規大全 第二卷』（2007），商務印書館
- 青柳幸一ほか（2008）『図解による法律用語辞典』自由国民社
- 天野和夫監修（1997）『中日・日中法律用語辞典』晃洋書房
- 魏景賦編（2002）『日中・中日双解法律用語詞典』法律出版社
- 後藤昭監修（2008）『裁判員時代の法廷用語』三省堂
- 法務省刑事局外国法令研究会（1991）『法律用語対訳集〈中国語編〉』商事法務研究会
- 桂川甫周編；杉本 つとむ解説（1974）『和蘭字彙』早稲田大学出版会
- 堀達之助（1862）『英和对訳袖珍辞書』武秀山社
- J.C へボン（1866）『英和語林集成』東洋文庫
- 蔵田屋清右衛門（1869）『英和对訳袖珍辞書』秀山社
- 柴田昌吉，子安峻（1873）『附音挿図英和字彙』日就社
- 司法省著（1883）『法律語彙初稿〔仏和法律語辞典〕』信山社出版
- 羅布存徳原著；井上哲次郎訂増（1884）『訂増英華字典』ゆまに書房
- 井上忻治（1885）『佛和法律字彙』（最新独和法律経済辞典）龍溪書舎
- 藤林忠良，加太邦憲共編（1885）『論理術語詳解（第二卷）』龍溪書舎
- J.C. へボン〔編〕；松村明解説（1886）『増補和英語林集成（第3版）』講談社
- 島田豊纂訳（1887）『附音挿図和訳字彙』ゆまに書房